

別紙 1

スマート農業技術・機械導入支援事業実施要領

第 1 目的

本事業は、いしかわ里山づくり協議会（以下「協議会」という。）が対象地域（別紙 3 第 3 に規定する地域という。以下同じ。）において、農業者のスマート農業技術・機械の導入と、その導入効果を高めるために行う経営耕地面積の拡大やほ場の大区画化、栽培体系の転換等の取組や、農業支援者のスマート農業技術・機械を活用した地域営農の維持に向けた取組を支援することにより、農業者の人手不足解消や規模拡大等の営農継続・発展を図ることを目的とする。

第 2 定義

1 「スマート農業技術・機械」とは、次の（１）～（３）のいずれかに該当する技術をいう。

（１）次のいずれにも該当する技術

ア 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。

イ 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

ウ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

（２）上記（１）に適合する技術・機械と同時に使用する作業機、アタッチメント等であること。

（３）石川県農林水産部と企業・大学等が連携し、開発・改良した技術・機械であること。

2 「農業者」とは、次の（１）又は（２）に該当する個人又は組織をいう。

（１）認定農業者や認定新規就農者等といった市町等から認定を受け、地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている、または位置付けられることが確実と見込まれる者。

（２）集落営農等の任意組織のうち、定款や規約が定められ、共同販売を行う組織。

3 「農業支援者」とは、耕作の有無によらず、拠点となる地域内外で広域的に、農作業受託等の農業支援サービスを提供する者・組織をいう。

4 「農業支援サービス」とは、農業現場における作業代行やスマート農業技術の有効活用による生産性向上支援等、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のこと

5 「栽培体系の転換」とは、スマート農業技術・機械の効果の発揮に資することを目的として行う生産方式の転換であって、次の（１）から（４）のいずれかに該当するものをいう。

（１）スマート農業技術・機械を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入

（２）スマート農業技術・機械の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法

の導入

(3) スマート農業技術・機械で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入

(4) (1) から (3) までのいずれかに該当する生産の方式以外で、スマート農業技術・機械の性格や生産する農産物の特性等に応じて、スマート農業技術・機械の効果の十分な発揮のために不可欠と考えられるもの

第3 本事業の対象者

本事業の対象者は、次の1又は2に該当する者・組織とする。

- 1 対象地域において、農地の大区画化や規模拡大、栽培体系の転換と併せてスマート農業技術・機械の導入に取り組む農業者
- 2 対象地域において、スマート農業技術・機械を用いて、農業支援サービスを提供し、地域営農の維持に取り組む農業支援者

第4 補助対象期間

補助対象期間は、申請年度から起算して翌々年度までとする。

第5 補助対象経費

本事業の対象経費は次の1又は2のとおりとする。

- 1 第3の1に規定する対象者においては、スマート農業技術の導入と栽培体系の転換等に必要な経費で別添1のとおりとする。
- 2 第3の2に規定する対象者においては、農業支援サービスの提供に必要な経費で別添2のとおりとする。

第6 補助額および補助率

- 1 協議会は、前条に掲げる補助対象経費のうち当該年度予算の範囲内において、補助事業者へ補助金の交付を決定し、交付するものとする。
- 2 補助額は、補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨て）とし、2,000万円を上限とする。

ただし、集落営農組織等が5年以内に経営全部を継承することを条件として後継者を新たに確保・育成する場合や農業支援サービスを提供する組織を新たに立ち上げる場合は、補助率を3/4以内（千円未満切捨て）とする。

なお、同一の内容について、国の補助事業等を活用する場合は、当該事業の補助額と合わせて2/3又は3/4以内とする。

第7 リース導入する場合の留意点

スマート農業技術・機械をリース導入する場合は、以下の点に留意することとする。

- 1 リース期間は、法定耐用年数以内とする。
- 2 リースによる導入に対する補助額（以下この別記において「リース料助成額」という。）は、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、

かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\bigcirc \text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「耐用年数」}} \right) \times \text{助成率}$$

$$\bigcirc \text{「リース料助成額」} = \left(\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right) \times \text{助成率}$$

第8 補助金の手続き等

本事業の申請・交付決定・変更申請・実績報告・精算請求等の手続きは、スマート農業技術導入支援事業費補助金交付等要綱に定めるとおりとする。

また、交付決定に係る申請書類の審査は協議会が別に定めることとする。

第9 交付申請

スマート農業技術活用支援事業交付等要綱第4の規定による交付申請書に、スマート農業技術・機械導入（別添）を添付すること。

第10 債権譲渡の禁止

補助事業者は、第8の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協議会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第11 状況報告

協議会は、必要があると認めるときは、事業の報告を求め、又は関係職員に命じ、帳簿その他関係書類もしくは事業の執行状況等を検査させることができる。

第12 実績報告

スマート農業技術活用支援事業交付等要綱第8の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績の内容がわかる写真等
- (2) 事業に要した経費の証拠書類の写し、支出ごとの見積書、納品書、請求書、領収書
- (3) 取得財産等管理台帳（別記様式第6号）
- (4) スマート農業技術・機械導入実績報告（別添）

第13 財産の管理等

- 1 本事業により取得した財産等については、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第6号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に前項の取得財産等管理台帳を添付しなければならない。
- 4 協議会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を返還させることがある。

第14 財産処分の制限

- 1 農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）別表の定められ

た期間内において、取得価格が 50 万円以上の取得財産等の処分を制限する。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第 7 号による申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第 15 その他

事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、協議会が別に定めることとする。

附則 この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

別添 1：農業者の補助対象経費（第 4 関係）

項 目	内 容	
機械費	本事業を実施するために直接必要なスマート農業技術・機械の導入（購入・リース）に係る経費	
ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の作業を業者へ依頼する際の委託費 ・大区画化に向けた畦畔の除去 ・大区画化に伴う排水路の整備 ・大区画化に伴う均平の施工	
借上費	事業を実施するために直接必要な通信機器、農業機械、農業施設、建設機械の借上げに係る経費	
情報通信費	事業を実施するために必要なシステム導入やソフトウェア契約、使用に係る費用（補助対象期間に限る）	
研修受講費	事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する費用 例：ドローン操縦免許、無人農機使用免許	
役務費	事業を実施するために直接必要な機械の加工や改良	
保険料	導入機械に係る保険料（補助対象期間に限る）	

※ 1 対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

※ 2 上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など補助事業者の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費（導入機械に係る保険料を除く。）
- 6 事業の有無にかかわらず、事業者が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別添 2：農業支援者の補助対象経費（第 4 関係）

項 目	内 容	
機械費	本事業を実施するために直接必要なスマート農業機械およびアタッチメントの導入に係る経費	
借上費	事業を実施するために直接必要な通信機器、農業機械、農業施設、建設機械の借上げに係る経費	
情報通信費	事業を実施するために必要なシステム導入やソフトウェア契約、使用に係る費用（補助対象期間に限る）	
研修受講費	事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する費用 例：ドローン操縦免許、無人農機使用免許	
役務費	事業を実施するために直接必要な機械の加工や改良、	
保険料	導入機械に係る保険料（補助対象期間に限る）	
情報発信費	本事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布に係る経費	

※ 1 対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

※ 2 上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など補助事業者の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
（※対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費（導入機械に係る保険料を除く。）
- 6 事業の有無にかかわらず、事業者が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費